

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貸切	令和元年5月8日	株式会社きらめき(法人番号5220001014815) 代表者城戸昭生	石川県金沢市本町2-4-1	本社営業所	石川県小松市津波倉町ハ38	事業停止(33日間)	道路運送法第15条第1項、同法第27条第3項及び同法第30条第2項	平成30年10月23日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)(2)運送引受書の写しの保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第2項)(3)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)(4)乗務等の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項～第2項)(5)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)(6)運行指示書の保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第2項)(7)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)(8)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)(9)事業の健全な発達を阻害する競争(道路運送法第30条第2項)	56	56

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。